

平成 2 7 年

目 黒 区 教 育 委 員 会

第 1 8 回 定 例 会 会 議 録

(平成 2 7 年 5 月 1 9 日開催)

第18回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年5月19日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	木村肇
	教育委員会委員長職務代理者	小村恵子
	教育委員会委員	笹尾敦夫
	教育委員会委員	中山ひとみ
	教育委員会教育長	尾崎富雄

出席職員	教育次長	関根義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井司
	学校運営課長	佐藤欣哉
	学校施設計画課長	照井美奈子
	教育指導課長	佐伯英徳
	教職員・教育活動課長	濱下正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田武
	統括指導主事	細田真司
	統括指導主事	和田孝
	生涯学習課長	金元伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫忠義

書記		鈴木敏由起
		山東隆博

(午前9時30分開会)

- 委員長 それでは第18回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は中山委員
です。
ただいま傍聴の申請がありましたのでお諮りいたします。
傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

- 委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。なお、以後、傍
聴の申請があった場合には、その都度、許可することとし、委員
の皆様にはお伝えすることはいたしません。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 目黒区文化財保護審議会委員の委嘱について(協議事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 ありがとうございます。
この協議事項に関して、何かご質問、ご意見ございませんでし
ょうか。
- 委員 それでは3点ほどお伺いしたいと思います。
まず1点目は目黒区内の文化財ですけれども、国の指定文化財
の件数と、都の指定文化財の件数、それから区の指定文化財の件
数を、わかれば教えていただきたいと思います。それが1点目で
す。
2点目は、直接本件とかかわりないのですが、最近、マスコミ
等で報じられております日本の神社仏閣の至るところで油のよう
なものをまかれている状況があります。本区の文化財保護に当た
って、区として、目黒区の文化財所有者にどのような指導又は指
示をしているのかどうか、文化財の指定を受けている当事者本人
がどういう対応をしているのか、していないのか、お伺いしたい
と思います。
それから3点目ですけれども、今回、全員再任ということで、
これはこれで結構だと思いますが、今後の課題として捉えていた
だきたいのは、平成18年に教育基本法が改正されて、その中で

は日本の伝統文化の継承ということが大きな目標として掲げられました。そこで分野別に見ていくと、いろいろな分野の方々がいらして、これで、かなりカバーされていると思いますけれども、例えば民俗芸能の分野でいいますと、ご専門の先生にご尽力いただいているところですが、例えば能、狂言、謡曲、歌舞伎などこれから東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たりまして、おもてなしの一環として、それらの分野の方のご意見というのもやはり聴く必要があると思います。今回はこれで特に異論はないですけれども、将来的にそういう発展、充実させていく考え方を持つべきではないかと思います。

以上3点です。

○説明員

3点にわたるお尋ねについて、順次お答え申し上げます。

まず1点目の区内の文化財の件数でございます。区内には、さまざまな文化財がございますが、国指定の文化財は5件ございます。直近ですと、旧前田家本邸が平成25年8月7日に重要文化財に指定されたところでございます。その他、円融寺本堂、青木昆陽のお墓などが国の指定文化財になっております。

それから都の指定文化財は16件ございます。瀧泉寺前不動堂など、さまざまなものが指定されております。

それから区の指定文化財については35件ございます。古民家で親しまれております旧栗山家主屋、昨年度、文化財に指定しました祐天寺の梵鐘などです。

2点目の油をまかれている状況が昨今、かなり報道等で目にされている方もいらっしゃると思いますけれども、4月4日、奈良県の長谷寺で発見されて以降、かなり続いていまして、奈良でいうと飛鳥寺、東大寺、それから京都府ですと二条城など、最初は関西を中心としたエリアでの毀損でございました。

しかし5月に入りまして都内においても5月8日に港区心光院の表門、それから5月10日には板橋区円福寺の仁王像に油がまかれるといった状況がございまして、非常に憂慮しているところでございます。

こうした事態を重く見まして、文化庁から東京都宛てに4月8日付で通知がございまして、これを受け4月10日付で東京都から区に対して通知がございました。内容は、文化財の防犯体制の徹底についてということで、通知は国と都の指定文化財の所有者を対象としたものですが、幅広く文化財全般について保護を図る

ため、区の指定文化財の所有者と、それから国の登録有形文化財の所有者宛てにも発送したところでございます。

通知では見回り、それから点検の強化に努めるほか、異常があった場合は速やかに所轄の警察署に届け出るということ、それから教育委員会の文化財担当にも連絡するよう記載しているところでございます。

続きまして、警察庁から警視庁宛てに通知がございまして、4月30日付で通知がございました。それを5月8日付で同じく区内の国・都・区指定文化財所有者と国の登録有形文化財所有者に通知したところでございます。

内容については、文化財の所有者に向けて、防犯対策の強化について具体的な指導を行うというものになっていまして、例えば見回りの際には特別巡回中という腕章をつけてアピールするとか、防犯カメラ、看板を設置して、常に監視、警戒しているということのアピールする指導内容となっております。

本区の状況ですけれども、通知を受けて、各文化財所有者で点検を行っていただいているところでございますけれども、実は昨日、祐天寺で見回りを行った結果、毀損が2件発見されたという報告を受けました。

場所ですが、祐天寺に入ってすぐの仁王門という門がありまして、その門の、向かって左側の板壁のところに、「参上」という字が刻まれていたということです。それともう一件、奥に水屋があるのでございますけれども、水屋の柱のところにも、「神」という字が、いずれも鋭利なナイフのようなもので刻まれていたということです。

修復をどのように行うべきか、文化財保護審議会でご意見をいただいて、検討していきたいと考えております。

今のところ、それ以外の毀損の状況はございません。

それから3点目にご指摘いただいた日本の伝統文化の継承のために、もう少し幅広い視点で、文化財保護審議会で審議できないかというご指摘でございます。

委員おっしゃるとおり、オリンピック・パラリンピックを2020年に控えておりまして、さまざまな日本の文化について、日本人自身が考えていくということは、非常に大事な視点だと思いますので、文化財保護審議会、10人まで委嘱ができますので、そういった視点を踏まえて、能、狂言、歌舞伎、日本の伝統文化

のご専門の方の委嘱も検討してまいりたいと考えております。

ただ、区内の文化財そのもので、特に今まで能、狂言、歌舞伎などの伝統文化のご専門の方の意見をいただくということはなかったのですけれども、今後、さまざまな歴史に関する知見を活用していくという視点に立ちますと、そういった方の委嘱も検討すべきというご意見、ごもつともと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員 定数10のところは7でとどめている理由は何なのでしょう。10までであれば、いろいろな分野の方をお願いしてもいいのかなというのが1点と、もう一つ、ずっと再任をされていると年齢がだんだん高くなってきます。そのときに何歳までお願いできるのかなということがございます。それが何も基準がないと、「ご苦労さまでした」と言うことに対して、何か傷がつくような気がするんです。そうすると原則として80歳までとか、それで必要に応じて再任するとかという項目があると、それほど委員の方は傷つかないと思います。それをずっと再任、再任で、あるとき再任をお願いしないというときに、そのような条項がないと、つらいのかなと個人的には思うのですがどうでしょうか。

○説明員 まず第1点目の10人に委嘱ができるところを7人で委嘱している理由でございますけれども、先ほど区内の文化財35件あると申し上げましたけれども、この35件の内容を見ますと建造物ですとか、絵画、彫刻、工芸品、古文書、歴史資料、無形民俗文化財などとなっております。想定される文化財の指定に当たっては、この7人、この7分野で十分だろうという考えで、7人の委嘱を行っているものでございます。

昨年度、祐天寺の梵鐘を指定した際には、金属工芸の専門家がいらっしゃらないということでして、この文化財保護審議会の規定の中で専門の方を必要があればお呼びできることになっておりますので、至急の場合はそのような対応をしたいと考えております。

ただ、先ほどの委員のご質疑も含めて、もう少し幅広い視点での検討というのは、おっしゃるとおり必要だと考えておりますので、今後改めて検討してまいりたいと思っております。

それから2点目の年齢についての要件のご質疑でございますけれども、区では行政委員、それから附属機関の構成員の選任等の年齢について規定をしておりまして、その中では、附属機関の構

成員の選任時における年齢は、任期満了時に80歳に達することになる年齢以下の年齢とするということで、本来であれば今回、超えてしまっている方がいますが、選任される方の専門的知識、技能を特に必要とする場合、区の定める年齢によらないことができる規定を活用して今回、委嘱をさせていただこうと考えております。

と申しますのは、目黒区郷土研究会の中に後任の方がなかなかいらっしゃらないという状況でございまして、今後これは課題ですので、この2年間で、後任についても改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
特にないようですので、この協議事項を了承します。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 目黒区立学校第三者評価結果報告書における評価規準(案)について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)

- 委員長 ありがとうございます。この報告事項について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

- 委員 早速、教育委員会の意見を取り入れていただいて、評価項目とその評価規準というものを明確にさせていただいて、さらにA B C Dの規準もしていただいたという点については、大変評価しております。

この設計上、案として進めさせていただくということで、よろしいのかなと思います。実際行ってみて、評価者がこの評価で本当にいいのかどうかという専門家の意見も踏まえながら、徐々に精度を高めていけばいいと思います。

というのは全国の教育委員会において、ここまで行っているところは多くないと思います。ですから、これは先駆的な取り組みとして、また、精度をより高めていく、そういう過程においては、これは案ということで、委員会に報告していくというステップは非常に重要だと思いますので、今後さらに評価者の意見なども聴きながら、精度を高めていっていただければと思います。

- 委員 私から1点、非常に評価項目では、特筆すべき優れた取り組み

についての評価とか、特色ある教育活動についての評価というのが非常にはっきり示されていていいかなと思うのですが、例えば改善点を有することについての取り組みとか、それはどのように対応されているとか、つまり各学校でやはり改善点が求められる、そういう箇所が必ず出てくると思うのですが、それに対するこの項目というのはどのように設定して、それをどう評価するのかという、これで全てではないのしょうけれども、よい点をどんどん推進するのはいいのですが、改善点に対するお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○説明員

この第三者評価の定義は、学校運営に関する外部の専門家を中心にして、評価者により自己評価や、評価の実施状況、そしてそれを踏まえた改善がなされているかという視点で評価をします。

その視点において、それぞれの評価項目の実施状況、当然こういった改善を受けて、実際にヒアリングを通して指導・助言があって、その改善点をもう少し具体的に取る必要があるのではないかとか、あるいは、この点については、もう少し組織的な取り組みが必要ではないかとかいった指摘の中で、その評価の項目はまだまだ達成は十分にできていないというような形になろうかと考えております。

それぞれの学校の自己評価、それから学校関係者評価を踏まえた形での評価を今年度の学校経営方針、学校経営計画の中に、あるいは、教育課程の中でどう生かしているかという視点で評価しますので、その部分についてはもちろん、委員ご指摘のとおり具体的な改善がなされているかどうかということは、極めて重要なファクターになるかと考えております。

以上でございます。

○委員

ここまで具体的な評価規準が入ってくるというのは、これは民間会社でもかなり少ない事例ではないかと思えますし、ぜひこういった形での評価というものを目黒区として成功させていきたいなど、私自身も感じました。

具体的に第三者評価を担う方々も意見を述べられるということなんです、やはり難しいところは、到達度を自分で評価するというのがかなり難しい。それはどこの組織でも同じだと思うのですが、評価規準ということで、こういう形で示されましたけれども、では、前年度と比べてどうだったかというのが、前年度の評価規準がはっきりしていないと、今年度になってどこまで進展が

あったのか、改善されたというところが読みにくいというようなことが往々にしてあるのではないかと思いますので、そういう意味でも、できるだけ具体的に表現していただくというのが大事なことはないかなと思います。

例えばですが、前年度の学校評価についてのイのところで、一番最後に、改善したかどうかを保護者・地域にフィードバックしているということで、これは非常に大事なことであろうと思いますし、私も何回かホームページ等での発表の仕方について、十分注意していただきたいと申し上げましたが、ここが要は保護者・地域がいかに学校、あるいは目黒区の努力というものを認めるかどうかの一つのキーポイントになるのではないかと、ということでもありますので、フィードバック、実際は情報を発信するだけがフィードバックではなくて、それに対する反応がどうであったかというようなことがフィードバックの成果として出てくるのではないかと思いますので、そこまでつながるような手法というものを、今後、ぜひ考えていただいて、こういった形で、あとは公にする仕方の問題、そういったものも十分注意していただいて、ぜひとも「目黒区、すごいな」というような形で評価していただけるように、形のあるものにしていただきたいと思います。

○委員長

ほかにございますでしょうか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に日程第3を議題とします。

(日程第3 めぐろ歴史資料館の臨時休館について(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この報告に対して、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので、この報告を受けました。

日程は以上で終了ですが何かございますか。

○説明員

私から口頭でのご報告ということで申し上げます。

先日ですけれども、興津自然学園で猿が出現しました。きのうの夕方、4時45分ごろ、学園の職員が発見しまして、グラウンドの奥に5匹ぐらい発見しました。人の姿を見たら山へ向かって逃げていったということですが、中目黒小学校が今日から興津自然学園へ行きますので、昨日の時点で猿が出たということ

を学校に伝えまして、学園で毎日２回、施設の見回りをしています。

これからも興津自然学園には、１２月まで子どもたちが行きますので、改めて昨年つくった猿のマニュアル、出たときの対応を示していますので、それを改めて周知するように、現在、準備をしているところでございます。

私からは以上です。

○委員 自然学園ですから、そういう自然動物が出てくるのは、自然かなと思うのですが、今までに被害を受けたということはあるのですか。

○説明員 以前の健康学園時代から、たびたび猿は出ていたのですが、そのころから申し上げますと、子どもたちへの被害は聞いてございません。ないと認識しています。

ただ、施設には、昨年も報告させていただきました、屋上に上がったですとか、そういうことがあります。勝浦市の担当に確認したところ、５月・６月は、桜の実を食べに来るということで、この時期が一番出現する状況が多いので、学園でしっかり見回りをしていくとともに、子どもたちへの注意喚起も学園の職員から、必ず「注意してね」と伝えていきたいと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。ないですね。

ほかに報告事項はございますでしょうか。

特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前１０時１０分閉会)